

大阪市ホームレスの自立の 支援等に関する実施計画

【2019(平成31)年度～2023(平成35)年度】

平成31年3月
大 阪 市

大阪市福祉局自立支援課（ホームレス自立支援グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話（06）6208-7924 FAX（06）6202-6961

目 次

第1 総論	1
1 はじめに	1
2 大阪市のホームレス問題の特徴	2
3 大阪市の対策経過	2
4 実施計画の見直しについて	5
第2 ホームレスに関する現状	6
1 全国調査について	6
(1) 調査の方法	6
(2) 概数調査の結果について	6
(3) 生活実態調査について(2016(平成 28)年調査:大阪市内分)	6
2 大阪市のホームレス数等の推移	11
(1) 大阪市内のホームレス数	11
(2) 大阪市内の公園、道路のテント等	11
3 大阪市の自立支援事業の概要	12
4 大阪市の主な自立支援施策等	12
(1) ホームレス巡回相談事業	12
(2) 自立支援センターの設置・運営	12
(3) 大阪ホームレス就業支援センター事業	13
(4) あいりん日雇労働者等自立支援事業	13
(5) 日雇労働者等技能講習事業	14
(6) 生活ケアセンターの設置・運営	14
(7) あいりん地域環境整備事業	14
(8) 保健医療対策	14
第3 ホームレス対策の推進	16
1 大阪市の基本方針	16
2 大阪市の基本方針の推進方策	17
(1) 総合的な自立支援	17
(2) あいりん地域における支援	19
(3) 地域における生活環境の改善	19
(4) 人権擁護	19

3 施策目標	20
(1) 自立につなげる施策の推進について	20
(2) 自立支援センターでの就労自立支援について	20
(3) あいりんシェルターでの自立支援について	20
(4) 健康施策について	20
4 各課題に対する取組みについて	21
(1) 就業の機会の確保について	21
(2) 安定した居住の場所の確保について	22
(3) 保健及び医療の確保について	22
(4) ホームレス自立支援事業について	23
(5) 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について	24
(6) 野宿生活となるおそれのある人が多数存在するあいりん地域を中心として行われる 生活上の支援について	25
(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の 実施に関する事項について	26
(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について	27
(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について	27
(10) 地域における安全の確保等に関する事項について	28
(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項について	28
5 総合的かつ効果的な推進体制等	28
(1) 国、府等関係機関との連携など	28
(2) 関係団体等との連携	28
6 大阪市の実施計画について	29
(1) 計画期間	29
(2) 実施計画の評価と実施計画の見直し	29

第1 総論

1 はじめに

2018（平成30）年1月に国において実施されたホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によると、全国のホームレス（注）数は4,977人（2013（平成25）年1月調査時、8,265人）であり、大阪市内は1,023人（同、1,909人）と、この5年間にほぼ半減しています。これは、関係機関との連携や民間団体、地域住民の協力を得ながら、ホームレスが地域社会の中で自立した生活が送れるよう、積極的に自立支援施策に取り組んできた成果等によるものです。

しかしながら、依然として多数の人が自立の意思をもちながら野宿を余儀なくされ、食事の確保、健康面などの問題を抱え、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

また、一方でこうした野宿生活を余儀なくされた人の中には、公共施設等を起居の場として日常生活を送ることにより、公共施設等の適正な利用が妨げられるなどの問題やホームレスが襲撃され被害を受けるといった痛ましい事件が生じないよう継続して取り組んでいます。

2016（平成28）年10月に実施された生活実態調査によると、ホームレスの高齢化や野宿生活期間の長期化が一層顕著になるとともに、野宿生活を脱した後、再路上化するホームレスの存在や、一定程度存在する若年層については屋根のある場所と路上を行き来するなかで野宿生活期間が短期となる傾向があり、今後対応していかなければならない課題もあります。

本計画はこうした状況の変化を踏まえ、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）や「大阪府ホームレスの自立支援等に関する実施計画」に即して、大阪市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たに野宿生活になることを防止するなど、ホームレス問題の解決を図ることを目的として策定します。

（注）・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 抜粋

第2条 ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

・本計画においても、ホームレスの状態にある人をホームレスと表現しています。

2 大阪市のホームレス問題の特徴

大阪市のホームレス問題の特徴としては、全国的に見られるような、常用雇用から失業して野宿生活を余儀なくされた人の問題だけでなく、雇用保険などの就労条件等が整っていない、景気の変動を受けやすい不安定就労層の問題が挙げられます。

特に、大阪市には、全国最大の日雇労働市場があり、歴史的にあいりん地域を中心にその周辺地域において、不安定な就労形態にある日雇労働者等が多数存在し、景気の変動による仕事の減少だけでなく、建設業における急速な機械化の進展などにより仕事が減少し、野宿生活を余儀なくされる人が多く見られます。また、高度経済成長期を中心にあいりん地域に集まってきた日雇労働者の高齢化の問題があります。

このように、大阪市のホームレス問題の特徴は、景気変動の影響を受けやすい不安定就労層の問題、あいりん地域におけるホームレスの問題及び常用雇用から失業したホームレスの問題が複合していることです。

3 大阪市の対策経過

わが国では、バブル経済崩壊後の景気低迷が深刻化した1996（平成8）年頃から大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題となりました。とくに大阪府は、失業の問題に加え、あいりん地域の日雇労働者など不安定就労層の問題が複合し、深刻な状況になりました。

こうした状況を背景に、大阪府は国に抜本的な対策を求める一方で、全庁的な推進体制のもと、全国に先駆けて巡回相談事業（事業開始：1999（平成11）年8月）や自立支援センター事業（事業開始：2000（平成12）年10月）などの自立支援策を実施してきました。

また、2000（平成12）年3月にはホームレスの自立を支援するための対応策について、「大阪府野宿生活者（ホームレス）対策に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を設置し、有識者等の助言を得てきました。

その後、2002（平成14）年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「ホームレス特措法」という。）が10年間の時限立法として公布・施行し、2003（平成15）年7月には基本方針が策定されました。

大阪府はホームレス特措法の規定を受けて、基本方針及び大阪府の実施計画に即し、2004（平成16）年3月、次年度より5年間の「大阪府野宿生活者（ホー

ムレス)の自立の支援等に関する実施計画」(以下、「大阪市実施計画」という。)を策定しました。その後、2008(平成20)年7月ホームレス特措法施行5年後の基本方針の見直し、2012(平成24)年6月ホームレス特措法の法期限5年間の延長及び2013(平成25)年7月基本方針見直しに伴い、2014(平成26)年3月に大阪市実施計画の見直しを行い、大阪市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、2015(平成27)年4月生活困窮者自立支援法(以下、「困窮者支援法」という。)の施行に伴い、ホームレス特措法の趣旨を踏まえて困窮者支援法に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業を実施してきました。

大阪市と国の主な取組み

	国	大阪市
1998 (H10) 年 11 月		大阪市内における野宿生活者(ホームレス)の概数・概況調査 (ホームレス数 8,660 人)
1999 (H11) 年 2 月	ホームレス問題連絡会議設置	
1999 (H11) 年 7 月		大阪市野宿生活者対策推進本部を設置
1999 (H11) 年 8 月		野宿生活者巡回相談事業を開始
2000 (H12) 年 3 月		大阪市野宿生活者(ホームレス)対策に関する懇談会を設置
2000 (H12) 年 10 月 ～12 月		自立支援センター大淀、西成、淀川開設
2000 (H12) 年 12 月		長居仮設一時避難所開設
2001 (H13) 年 12 月		西成仮設一時避難所開設
2002 (H14) 年 8 月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行	
2002 (H14) 年 11 月		大阪城仮設一時避難所開設
2003 (H15) 年 1 月 ～ 2 月	全国調査 (生活実態調査、概数調査)	生活実態調査 (ホームレス数 6,603 人)
2003 (H15) 年 3 月		長居仮設一時避難所閉所
2003 (H15) 年 7 月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針公示	
2004 (H16) 年 3 月		大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画策定 (2004(平成 16)年度～2008(平成 20)年度)
2005 (H17) 年 1 月		西成仮設一時避難所閉所
2005 (H17) 年 8 月		大阪ホームレス就業支援センター開設
2006 (H18) 年 1 月		自立支援センター舞洲 1、舞洲 2 開設
2007 (H19) 年 1 月	全国調査 (生活実態調査、概数調査)	生活実態調査 (ホームレス数 4,069 人)
2008 (H20) 年 3 月		大阪城仮設一時避難所閉所
2008 (H20) 年 7 月	基本方針の見直し	
2009 (H21) 年 3 月		大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画策定 (2009(平成 21)年度～2013(平成 25)年度)
2012 (H24) 年 1 月	全国調査 (生活実態調査、概数調査)	生活実態調査 (ホームレス数 2,179 人)
2012 (H24) 年 6 月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部改正 (法期限の 5 年延長)	
2013 (H25) 年 1 月	全国調査 (概数調査)	概数調査 (ホームレス数 1,909 人)
2013 (H25) 年 3 月		自立支援センター淀川休止
2013 (H25) 年 7 月	基本方針の見直し	
2014 (H26) 年 3 月		大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画策定 (2014(平成 26)年度～2018(平成 30)年度)
2015 (H27) 年 4 月	生活困窮者自立支援法施行	自立支援センター(大淀)休止、(舞洲 1) 廃止
2016 (H28) 年 10 月	全国調査 (生活実態調査)	生活実態調査
2017 (H29) 年 1 月	全国調査 (概数調査)	概数調査 (ホームレス 1,208 人)
2017 (H29) 年 4 月		自立支援センター西成休止
2017 (H29) 年 6 月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部改正 (法期限の 10 年延長)	
2018 (H30) 年 1 月	全国調査 (概数調査)	概数調査 (ホームレス 1,023 人)
2018 (H30) 年 3 月		自立支援センター(淀川) 廃止
2018 (H30) 年 7 月	基本方針の見直し	

第2 ホームレスに関する現状

1 全国調査について

国は、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を把握することなどを目的に、全国調査を実施しています。全国調査は、「概数調査」と「生活実態調査」から構成されています。

(1) 調査の方法

「概数調査」は、都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいるホームレスの人数を目視により調査しており、2003（平成15）年1・2月にすべての市町村（特別区も含む）で行われ、2007（平成19）年以降、毎年1月に実施されています。

「生活実態調査」は、2003（平成15）年、2007（平成19）年及び2012（平成24）年、2016（平成28）年の概ね5年毎に行われ、2016（平成28）年においては、全国で約1,400人のホームレスを対象に実施され、大阪市内では約350人に対して、面接による聞き取り調査が実施されました。

(2) 概数調査の結果について

2018（平成30）年1月の概数調査の結果によると、ホームレスの数は全国で4,977人で、都市別に見ると大阪市が1,023人、東京都23区が1,126人、横浜市が477人でした。また、都道府県別では、大阪府（1,110人）、東京都（1,242人）、神奈川県（934人）の3都府県（計3,286人）で全国の約3分の2を占めるなど、大都市圏へ集中する状況にあります。

2013（平成25）年1月の調査に比べ、全国では3,288人、大阪市では886人減少しています。

(3) 生活実態調査について（2016（平成28）年調査：大阪市内分）

ア 年齢・性別

年齢層については、55～64歳が最も多く39.1%となっており、65歳以上が32.3%となっています。また、45歳未満の若年層は11.5%となっています。

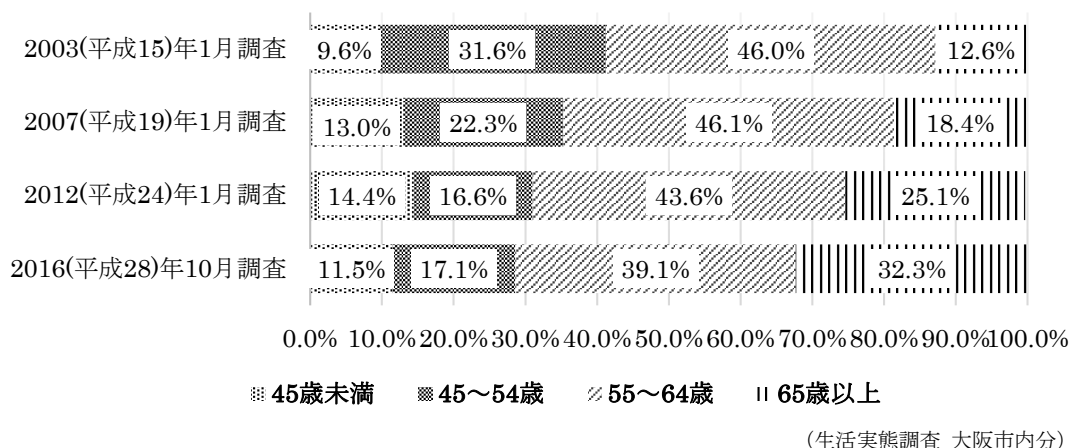
とくに65歳以上の高齢者の割合は、前回の2012（平成24）年の生活実態

調査と比較すると、25.1%から 32.3%と増加しており、ホームレスの高齢化が進んでいます。

一方、45 歳未満の若年層については、前回調査 14.4%からほぼ同率の 11.5%であり、一定程度存在しています。

なお、性別では男性が 99.1%となっています。

ホームレスの年齢構成の比較 (2003 (平成 15)・2007 (平成 19)・2012 (平成 24)・2016 (平成 28) 年調査比較)



イ 野宿生活の状況

(ア) 生活の場所については、「一定の場所に決まっている」が 62.3%となっています。「一定の場所に決まっている」のうち、公園 43.1%、道路 14.2%、河川敷 17.0%であり、道路・公園・河川敷が約 7 割近くを占めています。

(イ) 野宿場所をどのように作るかについては、2012 (平成 24) 年の調査と比較すると、「廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設」している定住型が 25.8%から 18.0%、「簡単に敷物 (寝袋・毛布等) を敷いて寝ている」35.4%から 23.1%に、減少する一方で、「ダンボール等を利用して寝場所を毎晩つくっている」が 20.6%から 38.0%に、「寝場所は特につくらない」が 14.8%から 18.9%に、それぞれ増加しており、定住型ではない、いわゆる移動型のホームレスの割合が増えています。

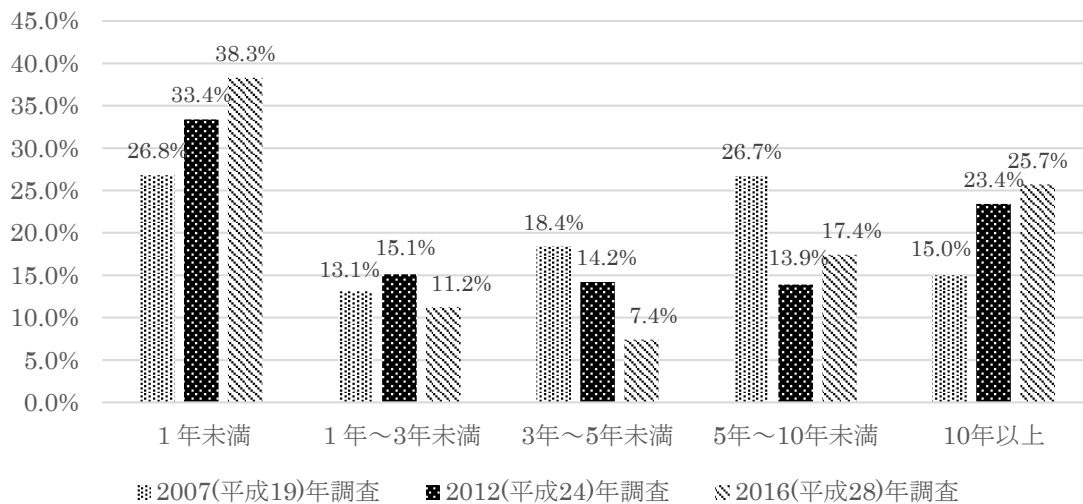
(ウ) 野宿生活期間については、2012 (平成 24) 年の調査と比較して、野宿生活期間が 5 年～10 年未満では 13.9%から 17.4%へ、10 年以上が 23.4%から 25.7%へ増加しており、野宿生活期間が長期化する傾向が表れています。

全国調査でも、総じて年齢が高いほど野宿生活期間が長い人の割合が大きく、70～74 歳の層を除き、60 歳以上では「10 年以上」が 3 割を超

えており、年齢が高いほど野宿生活期間が長期化する傾向にあります。

一方で、野宿生活期間が1年未満の人の割合は33.4%から38.3%と増加しており、3分の1を占めています。

今回の野宿生活期間（2007（平成19）・2012（平成24）・2016（平成28）年調査との比較）



（生活実態調査 大阪市内分）

(エ) 「現在の野宿生活期間が1年未満」の人のうち、「初めて野宿生活をした時期が5年以上前」の人が20.3%、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している人たちが少なくないことがうかがえます。なお、そのうち35%の人は45歳未満となっています。

(オ) 現在の仕事については、62.0%の人が収入のある仕事をしており、その仕事は「廃品回収」が66.4%と最も多く、次いで「建設日雇」が18.9%となっています。（複数回答）

(カ) 野宿生活において「困っていること」は、「雨や寒さ」が30.6%で、次いで「入浴、洗濯ができないこと」が24.6%、「食べ物が十分でない」が23.1%、「寝る場所を探すのに苦労する」が18.6%と続いています。（複数回答）

ウ 野宿生活までのいきさつ・生活歴

(ア) 野宿生活をする直前にしていた仕事は、「建設・採掘従事者（大工・とび等）」が51.4%となっており、次いで「生産工程従事者（プレス工等）」が14.0%、「運搬・清掃・包装等従事者」が9.1%となっています。

また仕事上の立場は、「常勤職員・従業員（正職員）」が 38.7%、「日雇」が 31.8%、「臨時・パート・アルバイト」が 22.8%となっています。

これまで最も長く就いていた主な職業は、「建設・採掘従事者（大工・とび等）」が 39.1%となっています。また「釜ヶ崎で仕事をしたり仕事を探したことがある」は 64.6%となっています。

(イ) 全国調査における若年層（45歳未満）は、野宿生活の直前の仕事上の立場は、「常勤職員」が 45歳以上の年齢層と比べ低くなっています。なお、35歳未満の年齢層では「常勤職員」が 23.5%となっています。

(ウ) 野宿生活をするに至った理由は、「仕事が減った」が 30.4%、「倒産や失業」が 23.8%、「病気・けがや高齢で仕事ができなくなった」が 14.6%と経済的理由が多くある一方、「人間関係がうまくいかなくて仕事を辞めた」が 14.3%、「借金の取立により家を出た」及び「家庭内のいざこざ」が 6.3%となっています。（複数回答）

(エ) 出身地は、「大阪府外」が 72.9%となっており、出身地は全国に及びますが、全般的に西日本が多くなっています。

野宿生活をする直前に住んでいた場所は「大阪市外」が 55.7%を占めています。（※「大阪府外」37.1%、「大阪市を除く大阪府内」18.6%）

エ 健康状態

現在の健康状態については、53.1%の人が「普通」でしたが、24.6%の人が「悪い」としています。「悪い」とした人のうち「通院している」は 50.0%、「市販薬で対処している」が 4.7%であるのに対し、「何もしていない」が 45.3%に上っています。（複数回答）

また、野宿生活をしてから、「入院したことがある」人の割合は 23.4%となっています。

オ 福祉制度

巡回相談事業については、100%の人が巡回相談員に会ったことがあり、「相談したことがある」人は、前回の 2012（平成 24）年調査の 35.3%から 42.6%に増加しています。

また自立支援センターについても、72.5%の人に認知されていますが、「利用したことがある」人は 17.4%、「知っていても利用したことがない」が 55.1%となっています。

なお生活保護を「利用したことがある」人は38.3%で、そのうち「入院」による生活保護適用が34.3%でした。

カ 自立について

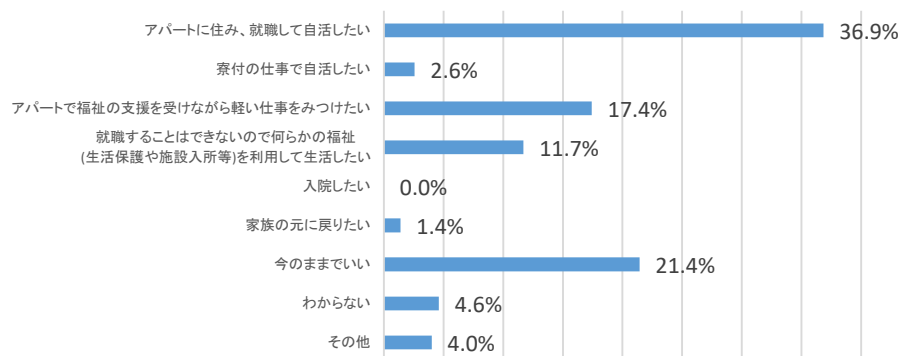
(ア) 今後、どのような生活を望むかについては、「アパートに住み、就職して自活したい」、「寮付の仕事で自活したい」、「アパートで福祉の支援を受けながら軽い仕事をみつきたい」を合わせ、56.9%の人が何らかの就労意欲を示しています。しかし一方で「今のままでいい」という人が21.4%となっています。

なお、「65歳以上」の人の27.4%、野宿生活期間が「3年以上」の37.3%が「今のままでよい」としており、高齢者や野宿生活が長期化している人にホームレスの状態から脱却する自立意欲の低下が見られます。

(イ) 求職活動等については、「求職活動をしている」が17.1%、「今後、求職活動する予定である」が21.4%であり、38.5%の人が求職活動に意欲を持っています。

また、就職するために望む支援は「アパートの確保」が55.2%と最も多く、次いで「就職時の身元保証」が25.4%、「仕事先の開拓」「就職相談や求人情報取得」が23.9%となっています。（複数回答）

「今後望む生活」 2016(平成28)年調査:大阪市内分

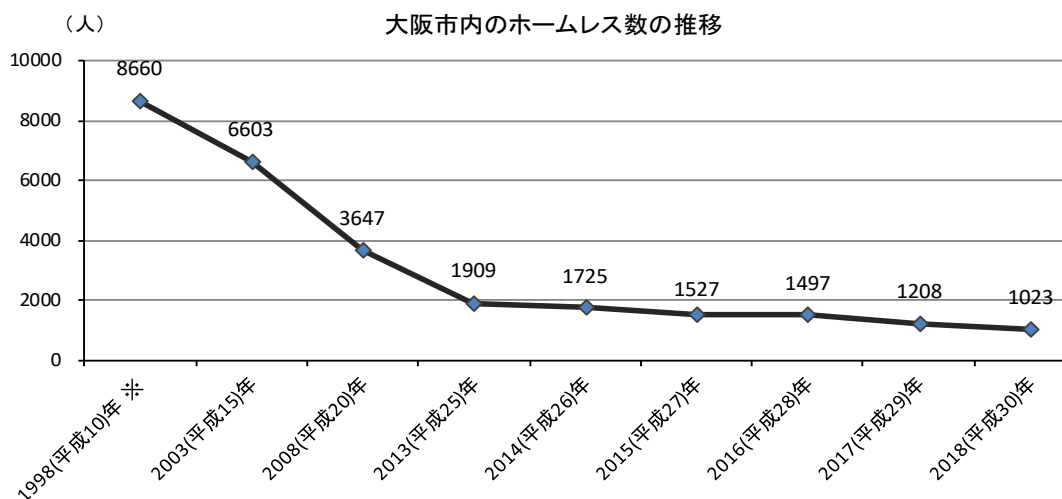


2 大阪市のホームレス数等の推移

(1) 大阪市内のホームレス数

大阪市内のホームレスは1996（平成8）年頃から急増し、その後、施策の効果等によって1999（平成11）年頃をピークに減少に転じたと推定されます。

2018（平成30）年1月の概数調査では1,023人となっており、2013（平成25）年の全国調査と比べると、886人減少（減少率46.4%）しています。



※大阪市が独自に行った調査であり、国が実施している「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」とは調査方法が異なります。

(2) 大阪市内の公園、道路のテント等

大阪市が管理する公園、道路におけるホームレスのテント等（テント、小屋掛けなどのホームレス関連物件）の数は1999（平成11）年、2000（平成12）年頃をピークに、自立支援策と連携した公共施設の適正な利用の回復の取り組み等により、大幅に減少しています。

3 大阪市の自立支援事業の概要

大阪市では、次のとおりホームレス自立支援事業を行っています。

- ・巡回相談事業によって、市内のホームレスに野宿生活地で面接を行い、自立支援策へつないでいます。
- ・巡回相談員が自立支援センターにおいて、ホームレスの個々の状況について把握（アセスメント）をしています。
- ・就労自立が適当な人は自立支援センターで就労自立にむけた支援を行っています。
- ・疾病や高齢等の要因によって就労自立が困難な人には入院、社会福祉施設への入所、生活保護の適用等の福祉的援護措置につなげています。
- ・就労自立した人が地域社会で安定した生活を継続できるよう、アフターケアを行っています。

4 大阪市の主な自立支援施策等

(1) ホームレス巡回相談事業

相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨しています。また、高齢、障がいや疾病等により福祉的援護が必要な人については、関係機関と連携を図るなどして、個々の状況に適した支援につなげています。その他、帰郷を希望する人については、帰郷先自治体への協力要請や家族・知人等への連絡・仲介を行っています。

(2) 自立支援センターの設置・運営

就労意欲のあるホームレス等が一定期間入所することによって、就労自立の支援を図ることを目的として、自立支援センターを設置し運営しています。

自立支援センターでは、宿所、食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介などを行っています。

また、より一層きめ細かい自立支援にむけて以下の事業を実施しています。

ア 賃貸住宅型自立支援事業

地域生活により近い生活環境で自立支援を行い、安定した自立生活へ早期に移行できるよう支援するとともに、女性・家族等の居住場所を確保するため、賃貸住宅型自立支援センターを運営しています。

イ アフターケア事業

自立支援センターの就労退所者に対して、退所後 3 年間を対象に職場や地域における生活等の相談や指導等を実施しています。

(3) 大阪ホームレス就業支援センター事業

大阪府と大阪市、民間団体等で構成する大阪ホームレス就業支援センター運営協議会では、国のホームレス等就業支援事業を活用し、自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域の高齢日雇労働者に就業機会の提供を図るため、民間事業所等から幅広く仕事を集め、多様な就業機会を開拓・提供しています。

事業内容としては、就業支援相談・就業機会確保支援・職場体験講習・就職支援セミナーなどを行い、公共職業安定所等と連携を図りながら個々の状況に応じた職業紹介、就労支援等を行っています。

(4) あいりん日雇労働者等自立支援事業

あいりん地域においては、日雇求人が大幅に減少しており、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者が依然として多い状況にあることから、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに、就労機会の創出等、総合的な支援を行うことにより自立促進を図ることを目的に、次の事業を実施しています。

ア 居場所支援

野宿生活を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者に対し、緊急・一時的に宿泊場所を提供することにより、就労自立を支援するとともに、地域の福祉の向上と安定を図るため、あいりんシェルターを設置し、運営しています。

イ 相談支援

あいりん地域の日雇労働者に対し、既存施設でのシャワー等のサービスを提供し、衛生状態の改善及び自立意欲の促進を図っています。また、就労自立に結びつけるための自立支援を行うために、アセスメント機能を設

けた相談支援を実施するとともに、各個人ごとの自立支援プランの作成、自立支援連絡会議の開催、各業務間の情報の共有化、ケース検討会の実施など、より各個人の状況に応じた支援を行っています。

ウ 高齢日雇労働者社会的就労支援

55歳以上のあいりん地域の高齢日雇労働者に対し、就労意欲の低下の防止、孤立の防止を図るとともに、自立に向けた支援を行うため、あいりん地域内、地域外それぞれの環境美化に関する作業を行っています。

エ 越年対策事業

年末年始に就労機会がないことによる収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされる日雇労働者に対し、年末年始の間、宿所等を提供しています。

(5) 日雇労働者等技能講習事業

自立支援センターの入所者等が資格取得・技能向上を図ることにより、就労機会を確保することを目的として、国から委託を受けた民間事業者が、フォークリフト運転や介護ヘルパー等の多様な講習を実施しています。

(6) 生活ケアセンターの設置・運営

高齢・病弱等で援護を要するホームレスが短期間入所し、生活指導等を通じて自立の促進を図ることを目的として、生活ケアセンターを設置・運営しています。

(7) あいりん地域環境整備事業

あいりん地域の環境整備において生じる就労の機会を利用し、地域の野宿生活者に職住一体となった支援を行うことにより、居宅生活への移行を促しています。

(8) 保健医療対策

自立支援センターの入所者に対し、健康診断、結核健診を実施し、必要に応じて、医療の確保に努めるとともに、健康相談を実施しています。

巡回相談事業では、医療面での専門的知識によって、ホームレスへの助言、指導を行うため、保健医療担当相談員（看護師）を配置しています。また、野宿地で精神科医、内科医による相談を行っています。

さらに、あいりん地域の結核患者の早期発見・早期治療を目的として、あいりん総合センターや公園、シェルター前等で結核健診を実施しており、西成区保健福祉センター分館では結核療養相談を実施しています。また、結核患者を確実に治療完了へ導くため、患者の状況に応じたあいりんDOTS（服薬支援）を実施しています。

第3 ホームレス対策の推進

1 大阪市の基本方針

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また年齢層によってもその傾向は異なっています。

2016（平成28）年10月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」の結果では、大阪市内のホームレスのうち65歳以上が全体の32.3%となっており、ホームレスの高齢化が進んでいます。

また、野宿生活期間が1年未満と回答している割合は38.3%となっており、そのうち5年以上前に初めて野宿を行っている人を年齢階層別に分析すると、45歳未満が35.0%と高く、若年層に路上と屋根のある場所を行き来している人は多い。定まった住居を喪失しネットカフェなどの終夜営業の店舗等で寝泊りする等の不安定な住居環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在していると考えられるが、アウトリーチによる支援が届きにくい状況にあります。

ホームレス対策を実施するにあたっては、こうしたホームレスの実態を十分に踏まえつつ、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本です。

また、新たなホームレスを生まないようにするためにも、地域福祉の観点から、住民と行政が協働して課題に取り組んでいくことができる地域をめざし、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした「大阪市人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、基本的人権を尊重し、市民の理解と協力を得ながら、各施策をすすめる必要があります。

大阪市では、このような基本的な考え方にたって、ホームレス自らの能力の活用を図るとともに、必要に応じて既存の各種施策も活用しながら、地域社会の中で再び自立した生活が営めるよう、次のことを基本方針として、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進します。

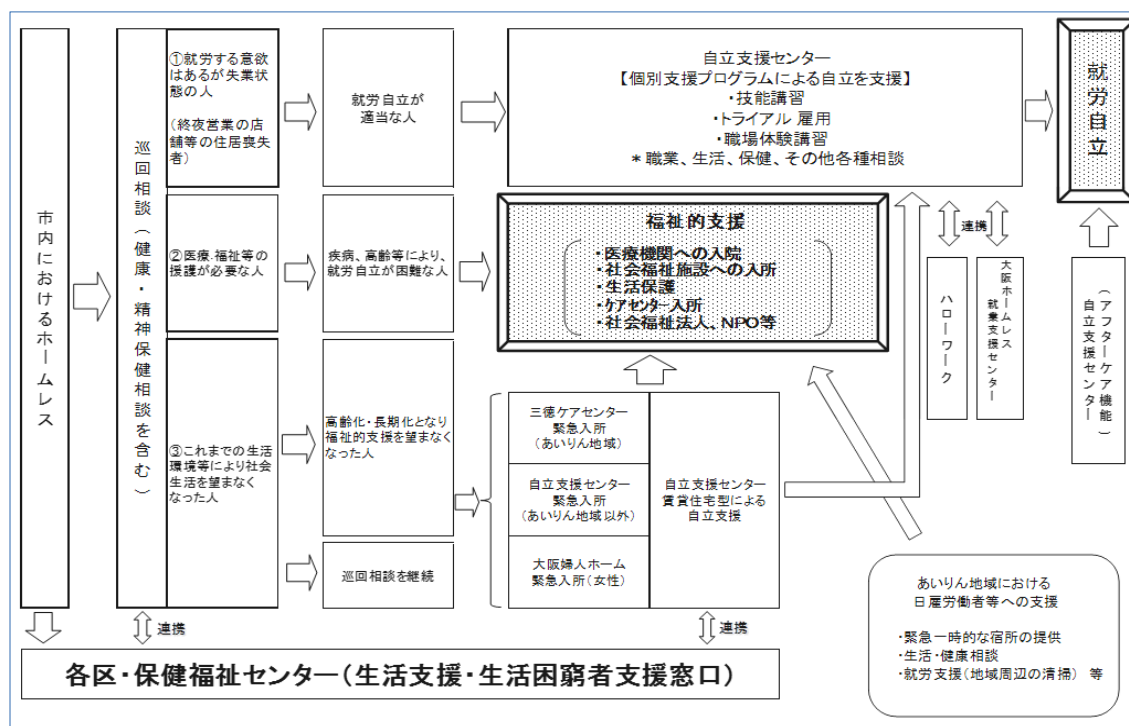
- 総合的な自立支援
- あいりん地域における支援
- 地域における生活環境の改善
- 人権擁護

2 大阪市の基本方針の推進方策

(1) 総合的な自立支援

ホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かい自立支援策を推進します。なお、各関係機関の担当者が密に情報共有し、必要な支援が行えるように連携・協力してまいります。

また、大阪市では次のフローのとおりホームレス自立支援事業を行います。



巡回相談によって、市内のホームレスやホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人に野宿生活地で面接・アセスメントを行うとともに、各区保健福祉センターと連携します。

- ①就労意欲はあるが失業状態の人（終夜営業の店舗等の住居喪失者を含む）などの就労自立が適当な人は自立支援センターで自立に向けた支援を行い就労自立につなげます。また、就労自立した人に対しては地域社会で安定した生活を継続できるようアフターケアを行います。
- ②疾病や高齢等の要因によって就労自立が困難な人には、入院、社会福祉施設への入所、生活保護の適用等の福祉的支援につなげます。
- ③これまでの生活環境等により社会生活を望まなくなった人に対しては、引き続き巡回相談を継続するとともに、野宿生活からの脱却の糸口として、一定期間のアパート居住（自立支援センター賃貸住宅型を活用）を勧奨します。そこでアパートへの居住に同意した人については、原則、三徳ケアセンター・自立支

援センター・大阪婦人ホームのいずれかの緊急入所機能を活用してアパートでの一人暮らしが可能であるか等のアセスメントを行ったうえで自立支援センター賃貸住宅型への入所を決定します。

自立支援センター賃貸住宅型入所中の支援は自立支援センター職員が行い、入所者の状況に合わせてその後の支援方法について検討します。

就労自立が見込まれる場合は自立支援センター施設型の入所を促し、疾病等で医療行為が必要な場合等、個々の状況を把握して、その人に応じた福祉的支援につなげます。

ア 自立支援策の推進

ホームレス対策を実施するにあたっては、就業の機会の確保が最も重要です。また、ホームレスの自立の前提として安定した居住の場所の確保が必要であり、併せて、保健及び医療の確保、生活に関する相談・指導等の総合的な自立支援策を推進します。

そのために、就労意欲・能力があるホームレスが入所する自立支援センターをホームレスの自立支援のための中核施設として位置づけて運営し、また、疾病、高齢等により就労自立が困難な人などは、社会福祉施設への入所など必要な支援を行います。

イ 野宿生活の長期化の予防

可能な限り野宿生活期間が短期のうちに、自立支援センターへの入所をはじめとする自立支援を行ない、野宿生活の長期化を予防していきます。

ウ 再野宿の予防

就労等による早期の自立を図るとともに、自立支援センターの退所者に対するアフターケア等により、再び野宿生活に戻ることのないよう支援を行っていきます。

エ 個々の事情に対応した総合的な自立支援

様々な要因が複合的に重なり合って野宿生活に至っている若年のホームレスや野宿生活期間が長期で高齢のホームレスに対して、個々の状況に応じた自立支援を推進します。

また、地域社会からの孤立者で終夜営業の店舗等、屋根のある場所と路上を行き来している層に対して店舗から支援要請があれば支援を行います。

高齢者については、自立支援センターの賃貸住宅型に一定期間入居した後、その間に個々の状況を把握して、その人に応じた支援を行います。

(2) あいりん地域における支援

あいりん地域においては、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立に向けた就労と生活の両面にわたる支援が必要であり、そのため、次のような施策を推進するとともに、あいりん地域のまちづくりに努めていく必要があります。

ア 仕事の減少等により、簡易宿所等での生活が困難となり野宿生活となる日雇労働者に対し、相談機能を充実し、緊急一時的に宿所の提供を図るなど生活支援に努めます。

イ 地域団体、社会福祉法人、NPO等民間団体と行政のパートナーシップによりこれらの施策を効果的に推進します。

ウ 多様な課題解決に向けて西成特区構想として取り組む事業などと連携した自立支援の取り組みを進めます。

(3) 地域における生活環境の改善

ホームレスが公共施設を起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられている場合については、施設を管理する者と福祉部局等関係機関が連絡調整を十分に行い、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、テント・小屋掛け、放置物件の撤去など適正な利用の回復を図ります。

(4) 人権擁護

ホームレス対策を推進するにあたっては、人権尊重を基軸とし、地域の理解と協力が得られるよう啓発活動を行うとともに、学校における人権教育を推進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図ります。

3 施策目標

次の施策目標を設定し、大阪市の基本方針及び大阪市の基本方針の推進方策に基づくホームレスの自立支援施策を推進します。

(1) 自立につなげる施策の推進について

ア 市内のホームレスの80%以上に対して、野宿生活場所等で面接相談を行います。

実績：78.1%（2014（平成26）年度～2017（平成29）年度の平均）

イ 面接相談を行ったホームレスのうち、野宿期間が1年未満の人の70%以上を、就労自立や他の福祉施策につなげます。

実績：68.4%（2014（平成26）年度～2017（平成29）年度の平均）

ウ 面接相談を行ったホームレスのうち、野宿期間が5年以上の人の20%以上を就労自立や他の福祉施策につなげます。

実績：5.5%（2014（平成26）年度～2017（平成29）年度の平均）

(2) 自立支援センターでの就労自立支援について

ア 仕事のあっせん等の支援を行い、自立支援センター入所者の80%以上が就職できるようにします。

実績：88.4%（2014（平成26）年度～2017（平成29）年度の平均）

イ 入所者の60%以上がアパート等を借りて自立できるよう支援します。

実績：58.9%（2014（平成26）年度～2017（平成29）年度の平均）

(3) あいりんシェルターでの自立支援について

あいりん地域における日雇労働者等の相談者の10%以上を就労自立や他の福祉施策につなげます。

実績：8.4%（2017（平成29）年度）

(4) 健康施策について

あいりん地域を中心として、DOTSや結核健診をはじめとする各種対策を集中的に講じることで結核事情の改善を図り、2022（平成34）年までに西成区の結核罹患率（10万人あたりの発病者数）を100未満にします。

実績：173.1（2016（平成28）年）

4 各課題に対する取組みについて

(1) 就業の機会の確保について

就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

ア ホームレスの雇用の促進を図るために、国、府及び経済団体、労働団体等とともに大阪野宿生活者（ホームレス）就業支援協議会において、ホームレスに関する問題について協議を行い、事業主等への啓発に努めます。

また、自立支援センター入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者に対して、支援協議会の協力を得ながら、NPOなど民間団体や各区の生活困窮者窓口との連携・協力を図り、ホームレスが就職しやすい職種の開拓や、求人確保、職業訓練等の就業へつなぐ支援を行います。

イ 就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、個々の就業ニーズや職業能力に応じた、きめ細かな職業相談を行い、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人について、職業安定所からの情報やそれ以外の幅広い求人情報を効果的に提供し、就業の機会の確保を図ります。

ウ 求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図るために、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習を活用します。

エ 新たな職場への円滑な適応の促進を図り、早期再就職の実現を図るため、民間事業所での一定期間の試行雇用事業を活用します。

オ 常用雇用による自立が直ちには困難な人に対して、自立意欲を高めるなど、就業による自立に向けた支援を行うため、民間事業所等を活用するなど多様な職業訓練を行うとともに、社会福祉法人、NPO等と連携しながら、一般就労に向けた就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」の場や多種多様な職種の開拓に関する情報収集及び情報提供等を行います。なお、就業開拓推進員による職場体験講習実施企業の業種の拡大を行います。

カ 自立支援センターの退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行います。また、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を行います。

キ ホームレス、障がい者などの就職困難者に配慮した総合評価一般競争入札等を活用し、就業支援を図ります。

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレスの自立を支援する施策を通じて就職の機会が確保される等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となった人に対して、安定した居住の場所の確保が必要です。

このため、自立支援センターを退所する人に対し、住宅に関する個々のニーズに応じた相談や、賃貸住宅の情報提供を行うなど、住環境にも配慮しつつ安定した居住の場所の確保を支援します。

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に規定される居住支援協議会や居住支援法人等と連携し、個々のニーズにあった民間住宅への入居を支援します。

イ 民間住宅へ入居する際に、必要となる保証人が確保されない場合には、民間団体の保証人制度の活用を図ります。また、民間の保証会社等に関する情報を提供します。

ウ 公営住宅法の趣旨を踏まえつつ、市営住宅の応募や入居の際の手続きに関して柔軟な対応を図ります。

エ 居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅事業者等に法の趣旨の周知及びホームレスの問題について啓発を行います。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスの個々の状況に応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核健診等の医療対策が必要なことから、巡回相談事業等により健康・精神保健相談を積極的に進め、疾病の早期発見や適切な医療につなげるよう支援します。

ア 巡回相談において、心身の健康に不安を抱える人からの相談等に対応するため、医師等による健康・精神保健相談等により疾病の発見に努めます。

- イ 無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業をいう。以下同じ。）を行う施設の活用を図り、疾病の発見に努めます。
- ウ 自立支援センターにおいては、入所時に健康診断を実施し、疾病の早期発見に努め、医療の確保を図ります。
- エ 結核に罹患しているホームレスを早期発見し、適切な医療につなげるため、保健福祉センターと巡回相談事業との連携を図り、検診の受診を奨励します。

(4) ホームレス自立支援事業について

ア ホームレス巡回相談事業について

- (ア) 巡回相談員が市内各所を巡回してホームレスの生活・健康・悩み等について、面接相談を実施し、必要に応じて、医師による健康・精神保健相談を行います。
- (イ) ホームレスになるおそれのある人や若年層などのホームレスに対し、できる限り野宿生活が早期の段階で面接相談が行えるよう、早朝・夜間の時間帯での巡回相談を行います。
- (ウ) 巡回相談員は、面接によって個々の状況の把握に努め、自立支援センターへの入所を図るなど自立の支援につなげます。
- (エ) 地域社会からの孤立者で終夜営業の店舗等、屋根のある場所と路上を行き来している層に対して、終夜営業の店舗等に協力を求め、相談支援窓口の周知ビラ等を店舗に設置してもらうとともに、店舗から支援要請があれば、巡回相談員を派遣し支援を行います。

イ 自立支援センター事業について

- (ア) 宿所及び食事の提供を行うとともに、生活・健康・職業等に関する相談及び専門家による法律相談により個々の状況を十分に把握し、適切なアセスメントを行います。
- (イ) 不安定就労を繰り返す若年層の特徴を踏まえるなど、個々の状態に応じて日常生活や社会的習慣の改善を行う自立支援プログラムを設定し、生活・健康に関する相談・指導援助、職業相談・職業紹介等を行い、自立の支援を図ります。なお、ホームレスの状態に至る前の生活困窮者の受け入れを検討するとともに個室化を含めた利用ニーズへの対応について検討します。
- (ウ) 再野宿を防ぐため、退所者に対するアフターケアとして、必要に応じ

て生活・職業相談機能を活用し、地域での安定した生活が営めるよう支援します。

- (エ) 自立支援センターの入所者に対し、就労自立された人の事例を参考に
する等、キャリアカウンセリングを実施し、求職活動に対する不安の解
消と就労意欲の助長を図ります。
- (オ) 民間住戸を活用した賃貸住宅型自立支援事業によって、就労による自
立を支援し、地域社会での安定した生活への移行を図ります。また、住
居を喪失した人々がホームレスに陥ることのないよう、一時的な居住の
場を提供します。
- (カ) 自立支援センターにおける居住環境の改善に努めます。
- (キ) 高齢者については、巡回相談員が声をかけ、自立支援センターの賃貸
住宅型に一定期間入居した後、個々の状況を把握して、その人に応じた
支援を行います。

(5) 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

- ア 障がいのあるホームレスや様々な困難を抱えるホームレスについては、
自立した生活が営めるよう、関係部局が巡回相談、自立支援センター、保
健福祉センター等と連携を密にして総合的な支援を行います。
- イ 女性のホームレスに対しては、必要に応じて女性生活ケアセンターや女性
相談センター等と連携を図り、賃貸住宅型自立支援事業を活用するなど、
必要な相談・支援を行います。
- ウ 心のケア、債務整理、住居・就労にかかる保証人、家庭問題等の複数の課
題が重なり合っていることもあります。これらの場合については、巡回相
談、自立支援センターをはじめ、その他関係機関等が連携し、個々の状況
に応じた支援を行います。
- エ ホームレスの状態となる原因は社会環境をはじめ、様々なものがあると考
えますが、若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、野宿生活になる人
が少なからずいます。これらの人の中には、社会的な自立ができていない、
職場における人間関係がうまくいかない、勤労の意義を見い出すことがで
きないなど、様々な要因が考えられることから、学校教育段階において、
社会的・職業的自立に向け、子どもたち一人一人が勤労観・職業観を身に
着けられるよう、PTAや地域、関係機関と連携した啓発活動に努めます。

オ よりきめ細かい自立支援の推進にむけて、障がい疑われる人の対応など、個々の状態に応じた支援が行えるよう、巡回相談事業及び自立支援センター事業に従事する職員の研修の充実等、職員のスキルの一層の向上や体制の充実等を図ります。

カ 野宿生活期間が長期に及んでいる人に対しては、自立支援センター等の施設見学等、粘り強い巡回相談などにより、社会との接点を確保するなど、地域社会の中で再び自立した生活が営めるように努めます。

(6) 野宿生活となるおそれのある人が多数存在するあいりん地域を中心として行われる生活上の支援について

国、府等関係機関と連携し、野宿生活にならないための予防と、野宿生活からの自立に向けた就労と生活の両面にわたる支援を行うことにより自立促進を図ります。

ア 緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに就労機会の創出等、総合的な支援を行うことにより自立促進を図ります。

(ア) 高齢日雇労働者等の自立促進を図りつつ、地域の環境美化に努めるため、地域周辺の生活道路の清掃等の雇用・就労機会を提供します。

(イ) 仕事の減少による収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活となるおそれのある日雇労働者に対し、あいりんシェルターによる宿所の提供など生活上の支援を行います。

(ウ) 生活相談や職業相談等各種相談を活用し、野宿生活に至ることのないように支援します。また、あいりんシェルターを有効に活用し、個別支援プログラム等による相談支援の強化を図ります。

イ 日雇労働者の再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を活用します。

ウ 日雇労働者の雇用確保を図るため、本市発注の公共工事の請負事業者に対して、雇い入れの協力依頼を行います。

エ 年末年始に就労機会がないことによる収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされる日雇労働者に対し、年末年始の間、宿所等を提供します。

オ 医療の確保を図るため、無料低額診療事業を行う施設の活用を図り、必要な医療を確保します。また、必要な医療の確保を継続するため、社会医

療センターの老朽化による耐震対策が必要であり、移転・建替えを予定しています。

カ あいりん地域の結核事情を改善することを目的として、結核対策（結核健診、DOTS事業など）を行います。なお、他の福祉施策などと連携し、今までに十分にアプローチできていない層に対しても、積極的に検診の受診を勧奨していきます。

キ 高齢・病弱等で短期間の援助が必要な人に対し、生活ケアセンターで宿所・食事を提供し、生活指導等を通じて、自立促進を図ります。

ク 西成特区構想プロジェクトチームにより取り込まれる、地域課題の解決にも資する社会的就労などの特区構想関連事業を通じて、ホームレスの自立促進を図ります。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

(ア) 医療機関に緊急搬送された場合については、速やかに関係機関等との連携を図り調査のうえ、適切な保護に努めます。

退院後の自立に向けた相談・指導については、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、生活ケアセンター等を活用し、居所の提供を行うとともに、自立に向けた相談・指導を行います。

(ロ) 巡回相談事業や保健福祉センター等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努め、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

(ア) 保健福祉センター等保護の実施機関が保護の適用を判断するにあたっては、ホームレスの個々の状況やニーズを把握した上で、自立に向けた支援を検討し、真に必要な人については適切な保護を実施します。

(イ) 保護を要するが、居宅での生活が困難な人に対しては、生活保護施設などを活用し、生活面を含めた必要な支援を行い、居宅生活へ移行し、地域で自立した生活ができるよう努めます。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

ホームレスに対する偏見や差別、また、ホームレスが多く集まっている地域に対しての偏見もみられます。

さらに、ホームレスへの嫌がらせや暴力などの事件には、このようなホームレスに対する偏見が反映されているともいえます。

このことから、広くホームレスに対する正しい理解を深めるため啓発活動などの人権の擁護に関する取り組みを推進します。

ア 日常的に地域住民の人権意識啓発などに取り組む社会福祉法人、民生委員・児童委員、NPO等と連携して地域における人権意識の普及・高揚を図ります。

イ 学校において児童・生徒のホームレス問題に対する正しい理解を促すため、人権尊重の教育を基盤とした人権教育を推進します。

ウ ホームレスに対する暴力や嫌がらせ等が生じた場合には、関係機関と連携し、迅速な問題の解決に努めます。

エ 自立支援センター等のホームレスが入所する施設においては、入所者の人権の尊重と尊厳の確保を図ります。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

ホームレスが起居の場所とすることにより、公共施設の適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視やテント・小屋掛け、放置物件の撤去指導等必要な措置を講ずるなど、適正な利用を確保します。

ア 施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているときは、保健福祉センター、巡回相談等関係機関と連絡調整を十分に行い、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視、テント・小屋掛け、放置物件の撤去指導等を行い、早期に適正な利用を確保します。

イ 当該施設の適正な利用を確保するため、上記（9）アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとります。

また、洪水等の災害時においては、とくにホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、配慮して対応します。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら、警察をはじめ、関係機関と緊密に連携を図ります。

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立の支援等に関する諸施策を推進するにあたっては、地域の実情を把握している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等との連携・協力が重要であることから、積極的に情報交換を行うなど、支援や協力等を求め、その活用を図ります。

5 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国、府等関係機関との連携など

本実施計画に基づき各施策を実施するにあたっては、国、府、本市の各関係部署の担当者が密に情報共有し、必要な支援が行えるように連携・協力してまいります。

また、生活困窮者自立支援法に基づき実施される各種施策を踏まえるとともに、その他の施策の活用方策について検討を加え、ホームレスに関する問題の解決に努めます。

さらに、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平常時より、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図ります。

(2) 関係団体等との連携

本実施計画に基づき各施策を実施するにあたっては、社会福祉法人、NPOなどの関係団体等と十分連携し、その団体の施設や知識、人材等を積極的に活用するなど協力を求めます。

6 大阪市の実施計画について

(1) 計画期間

本実施計画の計画期間は、2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの 5 年間とします。

なお、この計画は、国の基本方針及び大阪府の実施計画に変更があるなど、本計画を変更する必要性が生じたとき、又は事業遂行上の必要により、変更する場合が生じたときは、見直しを行います。

(2) 実施計画の評価と実施計画の見直し

計画期間の満了前に、ホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係機関、関係団体、有識者等の意見を聴取して、これを参考としながら計画に定めた施策の評価を行います。

評価により得られた結果は公表するとともに、実施計画の見直しに際し、参考にします。

